

第7回札幌市子どもの権利委員会

会 議 録

日 時：平成26年10月31日（金）午後4時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階 2号会議室

１．開　　会

○委員長　これより第７回子どもの権利委員会を開催いたします。

まず、事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長）　本日は、梶井委員、北本委員から欠席、三河委員から遅参する旨の連絡を受けております。また、子ども育成部長の浦屋は、報道対応のため、そちらが終わり次第、参りますことをつけ加えさせていただきます。

続きまして、事前にお送りさせていただきました資料の確認をさせていただきます。

資料１から資料５までございます。

お手元にはない方は、お知らせいただければと思います。

また、事前にお送りさせていただいた資料３－１で訂正が１カ所ございましたので、本日は、修正したものを配付しております。修正箇所につきましては、事前にお送りした資料の３行目に「Ｐ２３　〇体験活動や学びの支援」とございますが、正しくは、「Ｐ２２～２３　〇地域における子どもの参加の支援」となります。

なお、皆様にご確認いただいた前回の議事録の確定版を机上に配付させていただきました。

○委員長　報告をありがとうございます。

２．議　　題

○委員長　それでは、早速、委員会を進めさせていただきます。

本日の議題は、次第にありますとおり、（１）札幌市子どもの権利に関する推進計画についてとなっております。

終了時刻は、１８時３０分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

まず、前回の委員会を踏まえて修正いただいた点と、その他子どもの権利に関する推進計画の内容についてを審議していきたいと思います。

その審議のために、まず、事務局から説明を受けたいと思います。

資料を既に送付していただいていることから、できれば簡単をお願いいたします。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長）　それでは、お手元の資料３から資料５に基づきまして、説明させていただきます。

まず、資料３－１は、前回委員会の意見を踏まえた主な変更点の一覧となっております。表現等の修正もございまして、全てを掲載するとページ数が膨大になりますので、修正箇所のページ数と項目のみを表記した資料となっております。なお、参考資料といたしまして、該当する箇所の前回のものを抜粋し、資料３－２としてご用意させていただいております。

資料４は、修正を踏まえました最終的なものになっておりますので、こちらをもとにご説明をさせていただきたいと思います。

では、恐縮でございますが、資料４を１枚めくっていただきたいと思います。

目次がございまして、基本目標３の基本施策１に「保護者が安心して子どもを向き合う」とありますが、正しくは、「保護者が安心して子どもと向き合う」でございます。こちらは、欠席された委員よりご指摘をいただきました。「子どもを」ではなくて、「子どもと」でございますので、訂正をお願いいたします。

次に、９ページ中段の不登校のグラフでございます。こちらは、人数だけではなく、割合も掲載すべきということでございまして、在籍率を折れ線グラフで示しております。

続きまして、前回までは主な取り組みに掲載しておりませんでした新たな取り組みとして、１７ページの市民参加による広報・普及活動の充実では、子どもの権利普及啓発員制度の設置を、さらに、２２ページの地域における子どもの参加の支援では、地域への子どもの参加の支援をそれぞれ掲載いたしました。

続きまして、２５ページになります。前回、全体を通して表現の重複が目立つなど、読みにくいというご意見を受けまして、一部、表現を修正しております。また、子どもの貧困に関してもどこかに盛り込むべきではないかというご意見もいただいております。事務局といたしましては、第２期子どもの権利委員会から「子どもを受け止め育む環境づくり」という答申をいただいていたこともございまして、次期計画でも基本目標３に位置づけるべきではないかと考えまして、子どもの貧困に関する一文を本文の最後に追加してございます。

前回もご説明いたしましたとおり、子どもの貧困につきましては、国で法律ができて、大綱がまとまったばかりということもございます。そこで、現時点では、国や道の動向を見据えながら、次年度以降に本格的な検討を進めていきたいと考えておりまして、このような表現とさせていただきます。

なお、これを受けまして、２６ページの子どもの学習支援事業につきまして、前回は説明だけさせていただきましたが、今回、関係部局との調整がつきましたので、主な取り組みに掲載させていただいております。この点につきましては、本日欠席されている委員から、子どもの貧困についても適切に挿入されているというご意見をいただきました。

続きまして、２６ページから２７ページのいじめに関する取り組みでは、いじめ防止基本方針について、前回までは基本目標４に掲載してございましたけれども、全体を見直す中で、いじめの未然防止につきましてはこちらに移動させていただいております。さらに、２７ページの不登校についても、一部、内容を修正しております。

次に、２８ページから２９ページの施設に関する取り組みでございます。前回、児童福祉施設など学校以外の施設と本文にありながら、主な取り組みが児童会館に関するものではないのではというご指摘をいただきまして、改めて、施設職員への研修等の取り組みを追加しまして、対象を明確化いたしました。

続きまして、３１ページの基本目標４についてでございます。表現の重複などがあったことから、一部に関連する別の箇所へ位置づけるなど、全体を精査し、内容そのものは変

更せずに文章の修正をしております。資料３－２の前の表現と見比べていただくなど、ご意見をいただければと思います。

次に、３２ページの児童虐待につきましては、児童という表現とすることで、高校生などが相談しづらくなるのではないかというご意見をいただきました。平成２５年度の札幌市児童相談所による統計では、虐待を受けた子ども全体の７％が高校生という現状があるものの、児童虐待という言葉そのものは社会的にも認知が進んでいるのではないかと考えまして、今回は修正してございません。

続きまして、３３ページから３４ページの権利侵害を起こさない環境づくりにつきまして、大人と子どもの取り組みがまざっており表現がわかりにくい、また、非常に大切な部分なのでもう少し内容を厚くすべきという意見を受けまして、修正させていただいております。

また、３４ページから３５ページでは、育児不安を抱える保護者全てが虐待をするわけではなく、表現を工夫し取り組みを厚くすべきというご意見を受けまして、深刻な育児不安を抱えるというふうに修正し、再掲となりますが、取り組みを追加させていただいております。

以上が今回のご意見を受け、修正をした箇所でございます。

なお、欠席委員より、全体を通して２点ほどご意見をいただいております。

１点目は、前回議論を踏まえ、読みやすく修正されている、また、２点目は、多岐にわたっているものの、体系的にまとまったものであるというご意見を事務局宛てにいただきましたので、あわせてご報告をさせていただきます。

続きまして、３６ページをごらんいただきたいと思います。

前回までお示ししていなかった計画の成果指標を掲載してございます。

こちらの指標につきましては、上から三つまでは現行計画の指標をそのまま採用いたしまして、目標値の設定につきましては、現行計画での達成状況を３ページに掲載しておりますけれども、これらも踏まえまして、それぞれを上方修正してございます。

また、四つ目のいじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合について、今回の計画で新たに追加したものとなっております。こちらは、子どもたちの現状を把握する指標を加え、施策を進めていくという考えによるものでございます。

なお、この指標そのものは、昨年度に策定いたしました札幌市教育振興基本計画の指標でございまして、このことから、この四つの指標につきましては、現状値と目標値がそれぞれ１年ずつ前の年度のものとなっております。今後５年間は、これらの指標を参考に、計画の進捗を図ることとなります。

最後に、資料５（仮称）新さっぽろ子ども未来プランでございます。

こちらは、先週１０月２４日に開催されました子ども・子育て会議で使用した資料を皆様にもお渡ししております。

これまでの委員会でも既に何度かご説明させていただいておりますけれども、こちらは

子ども・子育て会議で審議をしてございまして、基本目標1が皆様にこれまでご審議をいただいております子どもの権利に関する推進計画になってございます。

一部、表現等につきましては、第5回委員会でご覧にお示ししたときの状態となっておりまして、過去2回の委員会と本日の委員会での意見を踏まえまして、最後に合わせて修正をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

プラン全体についての説明は、非常にボリュームがありますので、割愛させていただきますが、こちらの（仮称）新さっぽろ子ども未来プランでは、基本理念や基本目標に子どもの権利を掲げることで、計画全体にその考え方を行き渡らせ、子どもの権利条例を基盤として取り組みを進めていきたいと考えております。

基本目標1の子どもの権利を大切にす環境の充実として、子どもの権利に関する推進計画を位置づけております。以下、基本目標2では、安心して子どもを生み育てられる環境の充実、基本目標3では、子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実、基本目標4では、配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実など、子どもに関する施策を包括的に網羅しているほか、法律に基づく子ども・子育て支援事業における需給計画なども盛り込まれております。

最終的には、この（仮称）新さっぽろ子ども未来プランの冊子と皆様にご審議いただいている推進計画の冊子を別々に作成することで、子どもの権利の推進に積極的に取り組みたいと考えております。

以上が資料の説明となります。

前回からの修正点、新たに追加した部分、（仮称）新さっぽろ子ども未来プランの内容など、全体を通してご意見をいただきたいと思いますと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま、全部で3点の報告をしていただきました。

1番目は、前回の審議を踏まえた修正点についてでありまして、資料3-1に基づいているものです。2番目は、成果指標の掲載についてでありまして、資料4の子どもの権利に関する推進計画の36ページの下にあります成果指標に基づいているものです。3番目は、（仮称）新さっぽろ子ども未来プランに関しての報告となります。

以上3点の報告をしていただいたわけでありまして、まず最初に、前回の意見が反映されておりますことから、資料3-1の前回からの修正点に関して議論をしていきたいと思います。それが終わりましたら、成果指標と子ども未来プランについて審議をしていくという順番で話を進めていきます。

そこで、前回審議を踏まえた修正点ということで、資料3-1に基づいて、皆さん方の考え方や意見、あるいは、質問でも結構ですけれども、ご自由に出していただければと思います。

修正点に関係しているもので申しますと、先ほどの報告にもありましたように、欠席委

員から、これを積極的に評価するという内容の意見書が出されているということです。

A委員、どうぞ。

○A委員 28ページから29ページの施設に関する取り組みでは、学校以外の施設として児童施設などとあるだけで、中身をわかっている人もいたかもしれませんが、わからない人はそこが全然見えていなかったと思うのです。しかし、民間児童育成会への支援、あるいは、児童会館・ミニ児童会館事業や児童養護施設等の職員への研修という形でこのように具体的に示されると、なるほど、こういうようなところでも取り組まれるのだということが理解しやすくなったので、この点は十分に評価できるのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

今、A委員より、28ページから29ページに書かれていることについては評価できるというご意見をいただきました。

ほかにございますでしょうか。

B委員、どうぞ。

○B委員 文章表現や校正というようなことで、具体的にここをこうという指摘ではなかったにもかかわらず、大変わかりやすく、誤解のない表現に直されているなどと思います。本当にありがとうございます。

○委員長 ただいまのご意見も積極的に評価をされるということでした。

C委員、どうぞ。

○C委員 私も、これはすばらしいと積極的に評価いたします。この時間の中でよく修正をして、内容も精査されていて、いいと思います。ご苦勞を感じますし、大変評価させていただきたいと思います。

1点だけ、質問です。

17ページにある子どもスマイルサポーターというのは、具体的にどのような形で啓発し、これからどのように募集されるのか、予定などがありましたら、教えていただければと思います。

○委員長 では、質問に対して答えてください。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） こちらは、現行の子どもサポーター養成講座という事業を組みかえて、子どもの権利の普及啓発員を養成していきたいと考えております。

○C委員 数値目標や年度中にどの程度というようなことは、まだ具体的ではないのですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） はい。具体的なものは、まだ出ておりません。

○委員長 では、D委員、どうぞ。

○D委員 前回、台風で飛行機が飛ばなくなり、帰ってこられなくなりまして、申しわけございませんでした。

非常によくまとまっているのではないかと思います。

1点、質問です。9ページの不登校の現状について、前に質問しなかったかと思うので

すが、不登校の定義はどういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。

○委員長 今の点は、教育委員会からお答えいただくのがよろしいかと思えますけれども、どうでしょう。

○事務局（佐田教育委員会教育相談担当課長） 文部科学省では、年間30日以上欠席する長期欠席者の中で不登校という理由で休んでいる児童生徒を対象としており、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景によって、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況を言うとしております。

○委員長 D委員、どうでしょう。

○D委員 わかりました。全部を書く必要はないのかなと思います。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 非常に好評だというふうに思っていたきたいと思います。

ほかになれば、次に、成果指標の掲載についてご意見等をいただければと思います。

先ほどは説明をちょっと急がせてしまったのかもしれませんが、補足することはありませんか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 質問をいただく前に答えてしまうような感じになるかもしれませんが、今回は、いじめの相談に関する指標も新たに入れました。先ほどの説明でもさらっと触れましたけれども、今回の推進計画の改定に当たりまして、いじめを初めとした子どもが抱えるさまざまな不安や悩みなどに対応するという姿勢を積極的に打ち出すために、いじめについて身近な人に相談する子どもの割合という指標を新たに追加させていただきました。

○委員長 ありがとうございます。

今、補足もしていただきましたけれども、それらをあわせて、皆さん方からの意見を伺いたいと思います。

なお、この部分につきましては、これまで議論をしておりませんので、今回初めてここで議論をすることになります。

どうぞ。

○E委員 質問です。

子どもの権利が守られていると思う人の割合で、大人の現状値が49.1%で、目標値が65%と隔たりがかなりあるように思うのです。しかし、前回の5カ年計画の成果指標を見ると、平成21年度では、子どもの権利が守られていると思う人の割合で大人の数値は48.4%となっていて、5年間で1%も上がっていない状況なのです。このときの数値目標が60%だったのに対し、現在の49.1%という状況からさらに15%上げるということをどのように達成するお考えなのか、お聞かせください。

○委員長 ただいまのE委員の質問に対して、事務局からいかがでしょう。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 目標値をどのように達成するのかというお話についてでございます。

今回策定いたしました推進計画に基づいてさまざまな施策を行っていくわけですが、目標を達成するためには、行政だけが動くのではなく、市民の意識が変わっていき、子どもの権利を守るという意識が市民全体に広がって初めて達成できるものと考えております。したがって、我々としては、今回策定いたします第2次計画を推進することによって目標値を達成していきたいと思っております、何らかの施策を重点的に行って、49.1%という現状値を65%にするということではございません。

○委員長 E委員、今のお答えに対して、いかがでしょう。

○E委員 それは、希望的な目標ということになるのでしょうか。前回の計画により5年間やってきて1%も上がらなかったのに、今回の5年間の計画で15%も上げるということにすごく隔たりを感じるのですけれども、その点はいかがでしょう。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 前回の計画では目標値を60%としておりますけれども、それが達成できないからといって、そこから目標を下げるのかということにもなりますので、私どもとしましても、子どもの目標値と同じにさせていただきました。

○委員長 今の点について、C委員からどうぞ。

○C委員 目標値としては確かに高い数値を設定されているので、これを達成することは本当に大変だろうと思うのですけれども、この後で議論になる（仮称）新さっぽろ子ども未来プランの中でも目標の一番頭に子どもの権利を大切にするということをしっかり書いていただいているのです。ですから、この札幌市の5カ年計画と権利条例の推進がきちんとセットになって進んでいけば、65%まではいかないかもしれないけれども、今よりは明らかに高い認知や評価を得られるのではないかと期待しています。

そういう意味では、ここに書いてある施策や新たな事業の取り組みが市民へしっかりと普及啓発され、浸透していけば、理解度はかなり高まっていくだろうと期待も含めて思っています。

ですから、先ほども言いましたけれども、新規で行われる（仮称）子どもスマイルサポーターなども含めて、多くの市民にそれが具体的に浸透していったり、オレンジリボン協力員もそうですけれども、多くの市民が理解し、協力、参加していくようなまちづくりが5年以内にできたときはきっと高まっていくのではないかと思います。ですから、目標値だけではなくて、具体的に推進されることを期待したいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

E委員、よろしいでしょうか。

○E委員 はい。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

A委員、どうぞ。

○A委員 よくわからなかったので、改めて教えていただきたいのです。

このような5カ年計画で、目標値何%を目指して頑張りますというのはよくあると思うのですけれども、5年がたってみないと達成度がわからないというふうなスパンをとるのか、それとも、一年一年で達成度を見て、思っていたよりも目標に届かなかったときは、さらに力を入れていくのでしょうか。当初、5年はこんな感じでやっていこうというときに、最初の1年はここまで、2年目はここまで、3年目はここまでやっていこうというビジョンが恐らくあると思うのですが、年次ごとに達成できなかったときには、さらにパワーアップをして、いろいろな施策を見直したり力のかけ方を変えたり、フレキシブルな取り組みをしていく予定はあるのか、その点はどうでしょうか。

○委員長 今の点について、事務局からどうぞ。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 取り組み状況につきましては、毎年、こちらの子どもの権利委員会にご報告をさせていただいて、その取り組み内容について皆様方からご意見をいただいて、よりよい取り組みを進めていく形になっております。

○委員長 A委員、よろしいでしょうか。

○A委員 はい。

○委員長 F委員、どうぞ。

○F委員 追加したところで、いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合ですが、身近というのはどこまでの範囲を言っているのでしょうか。身近というと、自分の近くにいる人という感じがあるのです。そうではなくて、子どもの権利の侵害からの救済に関するいろいろな機関を載せていますが、こちらも入っているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長 今の質問に対して、お願いします。

○事務局（須藤教育委員会児童生徒担当課長） 毎年、札幌市教育委員会で子どもたち一人一人への悩みやいじめに関するアンケート調査の中に、あなたは自分がいじめられたら誰に相談しますかという質問がございまして、家族、友達、学校の先生、電話相談、スクールカウンセラー、その他、誰にも相談しないという項目があります。その他の中には、広い意味でいろいろな方も入りますので、自分の身の回りという押さえで考えております。

○委員長 F委員、よろしいでしょうか。

○F委員 はい。

○委員長 ほかにいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、成果指標につきましては、この辺で終わりにいたします。

次に、三つ目の（仮称）新さっぽろ子ども未来プランに関してお話をしていきたいと思っています。

こちらについても、ご自由に意見等をお出してください。

それでは、A委員、どうぞ。

○A委員 冒頭の説明では、最終的には、整合性をとるため、この計画と子ども未来プランの内容が同じようになるという話をされていたかと思うので、確認したいと思います。

推進計画の18ページ上の主な取り組みの事業・取組名と事業内容とプランの42ページの子どもの権利に関する学びの支援の事業・取組名並びに事業内容についてです。こちらは、特別な教育的支援を要する子どもに対する理解促進の充実並びにその事業内容に書きかえられると理解してよろしいのでしょうか。

○委員長 事務局からお願いします。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 今回お配りした（仮称）新さっぽろ子ども未来プラン計画素案に入っている推進計画の内容につきましては、第5回委員会でお示した内容のままなのです。ですから、第6回、第7回と今回の議論を踏まえて、修正内容をきちんと反映させる予定でございます。

○委員長 A委員、よろしいですか。

○A委員 はい。

○委員長 ほかにいかがでしょう。

B委員、何かございますでしょうか。

○B委員 今見て、あと思ったのですけれども、もう一度見直したら大丈夫でした。

○委員長 全体としては、事務局のほうで相当頑張られたのですね。そういった意味では、すごくよくできていると思います。

○B委員 内容に関することではないのですが、事業・取組名のところで「再掲」という文字が後についていたり前についていたり、統一感がなかったので、それだけです。

○委員長 事務局からどうぞ。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） その事業や取り組みがどの基本目標や施策で行われることが一番ふさわしいかということがございます。ですから、違和感があるかと思えますけれども、再掲の事業が一番最初に出てきたりするところもございます。

○委員長 B委員、どうでしょう。

○B委員 わかりました。

○委員長 C委員、どうぞ。

○C委員 子ども未来プランの一番頭のところに子どもの権利のことがしっかりと書かれていて、この委員会で委員が発言したことが中身にきちんと反映されているなというふう実感しています。今回、子どもの権利に関する推進計画と子ども未来プランがきちんと連動して、しっかりとした形ででき上がったなというふうに思っています。そのご苦労については、逆にこちらが感謝したいと思います。

○委員長 D委員から何か出るのではないかと、期待をしております

○D委員 本当にご苦労さまです。

○委員長 G委員、何かございますか。

○G委員 83ページの附属機関のところに委員名簿が出ています。この名簿の中で、会長をされている金子先生の所属等が神戸学院大学ということですが、大学の立場で会長を引き受けてこの会をやっているのかなということをお聞きしたいと思います。

○委員長 ただいまのは、質問ですね。

○G委員 はい。

○事務局（有塚子ども企画課長） 金子先生は、委員の構成としては学識経験者というお立場でございます。神戸学院大学に行かれる前は、北大にいらっしゃいました。そのころから引き続きお願いをしております、現在は神戸学院大学へ行っているというところでございます。

○委員長 G委員、よろしいでしょうか。

○G委員 はい。

○委員長 委員の皆様方は、所属等について違うところがありますか。

大丈夫でしょうか。

ほかに意見はないでしょうか。

F委員、どうぞ。

○F委員 子ども・子育て会議の中でもきつといろいろなお話が出てくると思うのですが、子どもの権利条例を生かした子ども未来プランをつくっていただきたいと思います。そこで、C委員が委員として重複していることが私たちとしてはすごく安心なので、よろしくお願いします。

○委員長 とても期待していますし、しっかりやったださると思いますよ。

ほかはよろしいでしょうか。

今、H委員が来たばかりです。来たばかりで聞くのは何ですが、資料が既に配られていると思いますので、感想でもよろしいですよ。時間はまだありますので、今すぐでなくてもよろしいですから、もし何かありましたら出してください。

よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 では、これで意見もほぼ出そろったと言っていいかと思います。そういたしますと、きょうの議題に関する議論はこの辺で終わりにしたいと思います。

残りの表現等については、事務局でも恐らく精査をすると思います。精査をした上で、それを手直しすることもあるかと思いますが、そのあたりについては事務局に一任していただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、きょうの議論に限らず、全体的に質問等がございましたら、出していただければと思います。

どうぞ。

○E委員 この後、パブリックコメントやキッズコメントをとるかと思いますが、資料5の

81ページに実施予定が書いてあるのですが、子ども向けにパンフレットを配布して意見を募集する際に、小学生の意見を取り入れやすいような工夫をしてほしいと思うのです。多分、全体的には理解できないと思うので、特に子どもに関係する部分など一部を抜粋して、意見が言いやすいように工夫をして、小さい子どもたちの意見もできるだけ取り入れてくださるよう、ぜひお願いいたします。

○委員長 今の点について事務局から何かありましたら、お願いします。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） パブリックコメントの実施に際しては、大人とは別に、小・中学校生向けの資料を作成する予定でございます。子ども向けのパブリックコメントを実施し、その意見も踏まえ、反映できるものについては計画に反映したいと思っております。また、小学生に対しても意見をいただけるような働きかけをできる限り行っていきたいと思っております。

○委員長 E委員、よろしいでしょうか。

○E委員 はい。

○委員長 ほかに質問等はございませんか。

B委員、どうぞ。

○B委員 私は、PTAなので、いろいろな場所に行って子どもたちのことをお話することが多いのですが、例えば青少年健全育成の取り組みで地域の方に自分の学校へいらしてもらったりするときに、子どもの権利に関して保護者へお渡しできるようなものはあるのでしょうか。

○委員長 資料のようなものですか。

○B委員 はい。きょうは、このようにいい形にまとまってきましたので、それがわかりやすいような形のパンフレットにして配れるようなものはありますでしょうか。

○委員長 事務局では、いかがでしょうか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） お渡しできるように概要版のようなものをつくりたいと思っております。

○B委員 リーフレットみたいなものはどうですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 子ども未来プランや推進計画についてのリーフレットですか。

○B委員 いいえ。子どもの権利に関するものです。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） K e n r i B o o kのようなものですか。

○委員長 もっと簡単にしたようなものですね。

○B委員 そうです。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） ちょっと検討させていただきたいと思います。

○委員長 B委員は、そういうものがあったら、みんなに配って話がしやすいということですね。

○B委員 はい。

○委員長 用意しておいていただければということです、よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょう。

○H委員 おくれてしまって、済みません。

私が実際に体験して不思議に思ったことを質問します。

以前、パブリックコメントをみんなでやってみようという動きになって、自分でもはがきに書いて送ろうとしたことがあるのですが、いざ送ろうとなったときには期限がちょうど切れていて、もう送れないことになってしまったのです。期限なしで1年中、いつでも意見を市に提案できるようなはがきやパンフレットのようなものはあるのでしょうか。

○委員長 いかがでしょうか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 市に対していろいろな意見を言う機会といたしましては、例えば、市民の声を聞く課、また、区では広聴係という部署もございます。

ただ、子ども未来プランに関する意見につきましては、策定の時期がありますので、その期間内にご意見をいただかないと、計画が固まらないことになります。また、子どもの権利に関する推進計画につきましても、毎年、取り組み状況を皆様にご報告し、いろいろなご意見をいただいて、新たな取り組みをそこで考えていくような機会もございますので、そういった中でご意見をいただければと思います。

○委員長 H委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

○H委員 はい。

○委員長 C委員、どうぞ。

○C委員 今の意見とB委員の意見も合わせて、やっぱり、多くの市民の手元に簡単に届いて見られるリーフレットのようなものがあつたらいいなと思います。

それと、子どもの権利に特化して、子どもたちが自由に意見を言えるということは、権利救済に限ったことではないと思います。こんなことが権利の中で反映されたい、こんな権利がもっと取り上げられたらいいなというようなことは、子どもアシストセンターで聞いてもらうという感じでもないのです。かといって、子どもたちが市民の声を聞く課にいきなり電話をするのもハードルが高過ぎると思うのです。

ですから、もっと身近なところで子どもの権利条例について子どもたちが意見を言えるような窓口をどこかに設けるのです。子どもアシストセンターの電話相談の窓口を広げるのがいいかは別として、何か考えてもいいような気がします。

○委員長 結構大事なことだと思いますね。

ほかに何かございますか。

○F委員 今の意見に対しては、私も頭の中でひろばのお母さんたちを思い浮かべていまして、そういう簡単なリーフレットのようなものがあるとすごくいいなと思いました。

それから、出前講座もそうですけれども、かた苦しなく、本当にわかりやすく話していただけるといいなと思うのです。

実は、子どもの権利というと、お母さんたちは虐待を思い浮かべて、自分とは余り関係ないと思っていたみたいですが、この間の南幌町の事件や長崎の殺人事件など、子ども自体が犯罪者になったときに、自分のところのしつけはどうしようとか、そういうところで行き詰っているというか、お互いの話を聞いていると、そういう話に出くわすのです。

私たちも、そこではいろいろなお話ができますし、いろいろな情報を提供してあげたいと思いますが、気づきというのはお母さんによってそれぞれ違うと思いますので、お母さんたちの目線で簡単な出前講座もあつたらいいなと感じています。よろしくお願いします。

○委員長 それこそ、身近なところにそういうものがあつたり、自分も勉強になるような場が欲しいということですね。

○事務局（伊藤子どもの権利救済事務局次長） 子どもアシストセンターでは、お子さんだけではなくて、保護者の方からも子どものしつけや育ちに関する悩みが寄せられております。そこで、そういった日ごろの声を生かしながら、出前講座を行っております。こういう声が寄せられていて、こういうアドバイスをしている、あるいは、出席された方の中で、うちではこうしているというようなフリートークも含めたこともやっているのです、ぜひ活用いただければと思います。

○委員長 子どもアシストセンターではこういうことをやっているのだということが市民の間にどんどん広がっているのでしょうか。

○事務局（伊藤子どもの権利救済事務局次長） 現在、どんどん広がるように進めておりまして、ことは、PTAや地域の民生・児童委員や青少年育成委員といった団体を通して少しずつPRをさせていただいているところでございます。

○委員長 どんどん広げていってください。

ほかにご意見等はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 皆さん方の意見もそろそろ出尽くしたかなという感じがしておりますので、最後に、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

○事務局（浦屋子ども育成部長） おくれまして、大変申しわけございません。

突発的な出来事があつたものですから、おくれしてしまいました。

今回、推進計画が一まとまりになって、パブリックコメントをかけられるところまでご審議いただきましたので、一言、御礼を申し上げたいと思います。

回数も多く、何度も何度もご議論いただき、さまざまなご意見をいただきまして、我々もそういう点があつたなといろいろと気づかせていただく会議でございました。

今後は、パブリックコメントに若干の時間がかかりますので、明年3月ごろに次の会議ということになるかと思っておりますけれども、まとめるためのご審議を大変ありがとうございました。また、パブリックコメント後の計画、その後の推進状況についてもご審議いただこうと考えておりますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

大変ありがとうございました。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） それでは、次回の委員会についてです。

今、部長から話がありましたように、パブリックコメントの結果も踏まえまして、最終的な計画として皆様にお見せできるようにいたします。来年３月ごろを予定してございますが、日程等につきましては改めてご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、教育委員会からお知らせがあるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○事務局（須藤教育委員会児童生徒担当課長） 教育委員会からご案内させていただきます。

札幌市立屯田北中学校は、札幌市内で２番目に人数の多い学校ですが、子どもの権利にかかわる研究推進校であります。開校１０周年ということでもあり、１１月２６日水曜日に実践授業公開を行います。内容としては、子ども同士が互いに支え合う、助け合うという活動を通して、子どもの権利について、その大切さ、よさを実感することを目的とした実践授業を行いたいと考えております。

学級数が多いものですから、５時間目が１３時３５分から、６時間目が１４時３５分から、それぞれ５０分の授業を行う予定になっております。ぜひ多くの方に参加していただければということで、ご案内させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 事務局からは、以上でございます。

○Ｃ委員 一つだけ、いいですか。

○委員長 どうぞ。

○Ｃ委員 最後に、チラシをお配りさせていただきました。こちらのＰＲをさせていただいてよろしいでしょうか。

私どもが行っております興正こども家庭支援センターという児童家庭センターが主催しております子育てセミナーをことしも１１月２３日に行う予定をしております。

ことは、児童養護施設の祖と言われる石井十次という人の生涯を映画化した「石井のおとうさんありがとう」という松平健さんが主演の映画を上映いたします。また、この映画をつくられた山田火砂子さんという監督のトークショーをあわせて行いたいと思います。

参加は無料で、託児なども用意しておりますので、もしも興味のある方がいらっしゃれば、お声かけの上、お集まりいただければと思います。

○委員長 Ｉ委員、最後に何かございませんか。

○Ｉ委員 おくれて来て、申しわけありません。

おくれてきた分際で、最後に、私からもＰＲを一つだけさせてください。

現在、子どもの権利推進事業として、新川地区で落ち葉広いボランティアなどを計画しています。来週火曜日３時半から、新川中央公園、新光公園で落ち葉拾いを行うので、様子を見に来ていただける方がいらっしゃいましたら、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

I 委員にも話をしていただき、ほっとしたところで、そろそろ終わりにしたいと思います。

推進計画についての話し合いは、事実上、きょうが最後になるかと思います。皆さん方の熱心な議論によりまして、何とかここまで来たことを私は非常にうれしく思っております。私は非常に拙い司会でしたけれども、皆さん方が積極的に協力していただいたおかげだと思っております。

どうもありがとうございました。

3. 閉 会

○委員長 それでは、これをもって、きょうの会議は終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

以 上